

**令和4年 関係府省における予算編成過程での検討を  
求めることとした提案の措置状況**

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
13	B 地方に 対する規 制緩和	05_教 育・文化	特別支援教育奨励費によるオンライン学習通信費についての補助対象の見直し	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条補助金交付の対象及び補助金の額のうち、別記2特別支援教育就学奨励費補助金(8)オンライン学習通信費について、地方公共団体が賃貸借契約して貸与しているLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料や、それに掛かる通信費を地方公共団体が負担している場合は、現物支給により保護者を援助しているとみなし、特別支援教育奨励費の支給によって援助している場合と同様に、補助対象に含めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 当該要綱第2条第2項において、特別支援教育就学奨励費補助金は保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とされているものの、あくまで、保護者の金銭的負担が生じた場合にのみ補助の対象にしていると規定されているため、地方公共団体が現物支給により援助している場合には補助の対象になっていない。 【支障事例】 本市では、オンライン学習に用いるLTE通信が可能な学習用端末は市が業者と賃貸借契約しており、その賃貸借料は市が全額負担している。また、それに掛かる通信費も市が同業者と定額契約を結び、同様に全額負担している。そのため、オンライン学習通信費及び通信機器の賃貸借料については、保護者の金銭的負担が発生していないため、補助金の対象外となり市の財政負担が大きい。 【制度改正の必要性】 市がLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料と通信費を負担しているため、保護者の金銭的負担が発生していないことから現行制度上、補助が受けられない。保護者の経済的負担を軽減するための就学のために必要な援助という目的は同じであるにも関わらず、特別支援教育奨励費給付による援助と現物支給による援助の取り扱いに差があり、制度の公平性に欠けるため、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 そこで、オンライン学習通信費及び通信機器に係る費用を、市が経費負担している場合も補助対象とするよう見直すことで、支障が解決すると考える。	特別支援教育就学奨励費におけるオンライン学習通信費の援助として、現物支給による援助が対象となれば、特別支援教育就学奨励費支給による援助との取り扱いに差が生じず、公平な制度となり、かつ、市の財政負担が減る。また、市がフィルター処理を施したLTE通信対応端末を貸与することにより、オンライン学習にのみ使用可能であることから、目的外使用がなくなり、より制度の目的に適した特別支援教育就学奨励費の支給が可能となる。	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1～4条、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	北上市
24	B 地方に 対する規 制緩和	02_農 業・農地	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地震耐性評価に係る予算は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和2年度より補正予算が割り当てられた。しかし、補正予算からの対応では年度内での工期(7カ月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調等により前倒しできる事業が無い場合は、執行ができず予算の有効な活用ができない。	予算の有効活用ができるとともに、特定地区に限定した事業の前倒しを検討する必要がなくなることで、地元との調整等の負担が軽減される。	繰越額確定後の同一事項内の箇所間(地区間)流用について(令和3年9月6日付け九州農政局事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	福岡県、九州地方知事会

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
13	小田原市、京都市、山陽小野田市、熊本市、宮崎県、宮崎市	<p>○要保護や特別支援教育就学奨励費受給世帯の中には、オンライン通信費の支給のみでは、通信環境の整備につながらないケースもあるため、当市では通信環境のない家庭に対し、無償でルーターを貸し出している。これらは当市の単独事業として実施することから、財政面での支援を受けられない状況となっており、同様の目的の事業に対し、現金支給を行う自治体との歳入面での格差が生じている。</p> <p>○当市においても、インターネット環境の無い家庭には通信費を当市費負担としたLTE端末を貸し出しているが、当市の危機的な財政状況の中、こうした費用を毎年度確保することが困難な状況にある。</p>	<p>特別支援教育就学奨励費では、特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒等の就学に係る経費について保護者等の負担を軽減するための支援を行っており、学校における通信環境の整備に係る経費及び通信費については、既に地方財政措置が講じられているため、補助対象に含めることは想定していない。</p> <p>なお、保護者が家庭等におけるオンライン学習の通信費に係る費用を負担する場合には、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱別記2において「経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、又は目的外に使用するおそれがある場合は現物をもって支給することができる」と定めており、上記の場合においてはオンライン学習通信費に限らず現物支給の対応が可能である。</p>
24	岩手県、宮城県、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、山鹿市、宮崎県、延岡市、沖縄県	<p>○これまで、入札残等が発生した場合、不用額としていたが、予算の有効活用ができるとともに、特定地区(事業区分)に限定した事業の前倒しを検討する必要がなくなることで、地元との調整等の負担が軽減される。</p> <p>○入札不調などによる事故繰越や不執行等が想定され、繰越予算事務が煩雑化している。また、堤体内部の想定外の土質発現等により追加調査が必要な場合でも、繰越額の制限を受け十分な調査ができない地区が発生することが想定される。そのため、繰越予算について県等の裁量で流用可能とすることが望ましい。</p> <p>○繰越確定後の地区間流用が可能となることで弾力的な予算活用が図られるため、全国一律で流用可能となるよう対応いただきたい。</p>	<p>繰り越した歳出予算の経費の流用については、「繰越しガイドブック(令和2年6月財務省主計局司計課)」において、異なる「繰越事項」間の流用は、基本的に繰り越した目的が異なるものであり、原則としてできないとされていますので、御理解願います。</p> <p>なお、同ガイドブックにおいて、繰越しをした事項内での融通については、その繰越しをした目的が同一であれば、やむを得ないものと考えられています。</p> <p>また、事項の立て方は、補助事業の場合、施行主体別のうち未完了箇所を積み上げた単位にまとめることができるとされています。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
35	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	「健全育成のための体験活動事業」に係る補助要件の引下げ	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、1泊2日の体験活動についても補助対象とする。	体験活動の推進は子どもの健全育成及び人格形成のために必要不可欠であるが、自然などと触れ合う様々な体験活動の機会が乏しくなっており、さらには新型コロナウイルスの感染拡大がこうした状況に拍車をかけている。 このような中、学校では2泊3日から1泊2日の活動にシフトし始めているが、1泊2日へシフトすると、現在の補助対象である2泊3日以上から外れてしまい、補助制度が利用できない。 たとえ1泊2日の体験活動であっても、家族以外の者と集団生活をする中で児童生徒同士の絆が深まるなど、十分な効果があると考えられる。 【参考】学校における形態別利用状況 令和1年度 2泊3日以上:17校、1泊2日:86校、日帰り:0校 令和2年度 2泊3日以上:0校、1泊2日:56校、日帰り:33校 令和3年度 2泊3日以上:3校、1泊2日:72校、日帰り22校	文部科学省においては、長期滞在型のメニューを構築していることから、体験活動の重要性は十分認識している。補助要件を1泊2日へ引き下げることで、制度を選択する市町村の増加や新規利用の見込みなどから、教育効果が高まることが期待できる。また、補助金が充当されることで、地方自治体における他の教育事業への取組の充実が図られる。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)	文部科学省	相模原市
53	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定めるポスター掲示場に関する経費の基準額の見直し	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2で規定されたポスター掲示場に関する基準に保守管理にかかる費用の項目と地域特性を考慮する項目の追加を要望する。	国政選挙における執行経費は公職選挙法第263条により国庫負担とされているが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額は、実際の執行額とは乖離があることから、歳出の全額が執行経費として認められるわけではなく、一般財源の負担が発生している。選挙によって負担額は異なるが、本来負担する必要のない一般財源の支出が発生することで、市の財政に負担をかけている。 ポスター掲示場の基準額は市区町村別に板面の区画数で算出されていることから、作成・設置費を計上しているものと考えられる。広い市域に多数設置された掲示場を適切に管理するには保守管理委託が必要であるが、基準に保守管理の項目がないことから、執行額と基準額の間大きな乖離が生じている。 また、基準額の分類は区・市・町村の3分類となっているが、人口が多く市域の広い当市は山間部・農村部も抱えており、都内の区部周辺の市とは条件が大きく異なっている。現行の分類では条件の違いをカバーできず、執行額と基準額の間大きな乖離が生じている。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準が拡充されることにより、選挙における一般財源の負担が抑えられ、適正に財政を執行することができ、住民サービスに転嫁することができる。	公職選挙法第263条、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2	総務省	八王子市
104	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	養豚に係る畜産クラスター事業における施設整備事業のあり方の見直し	畜産クラスター事業の施設整備事業について、養豚では単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	【現行制度について】 畜産クラスター事業の施設整備事業については、一般会計予算での単年度事業であり、目標年度(通常は5年後)の成果目標を達成しなければ次の事業活用ができない。 一方、同事業の肉用牛・酪農重点化枠は基金事業であり、複数年度での事業実施が可能。 【支障事例】 当県では令和3～5年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を予定していたが、令和3年度分のみ承認された。 さらにコロナ禍による輸入資材の納品遅れにより年度内完了が困難となり、事故繰越の手続きを行ったところ。 【制度改正の必要性】 当県のような中山間地域では、大規模な養豚施設を整備するための土地の確保が難しいことから、農場敷地内に新しい豚舎を建築後、豚を移動させ、既存豚舎を撤去した跡地に新しい豚舎を整備する必要があり、施設整備に数年の期間を要する。 さらにコロナ禍による世界的な建築資材流通の混乱や建設業界の人手不足等により、大規模な施設整備の単年度完了が困難な状況。 【支障の解決策】 養豚についても肉用牛・酪農と同様に基金事業化するなど、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要請する。	当県のような中山間地域の実情に即した事業の運用が可能となり、養豚農家の負担軽減と積極的な事業活用によって規模拡大が進むことにより、養豚の生産基盤強化につながる。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領	農林水産省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、高知市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
35	岡山県、山陽小野田市、熊本市	○当市においても泊を伴う体験活動について、小学校5年生の林間学校が2泊3日から1泊2日に変更した。	文部科学省においては、学校において宿泊を伴う活動を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れた取組が行われることが重要と考えており、こうした活動が十分に確保された取組が各学校において図られるよう、当該事業においては、2泊3日以上宿泊を伴う集団宿泊活動を補助対象としている。
53	札幌市、宮城県、相模原市、浜松市、茨木市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市の場合、選挙の都度、ポスター掲示場設置に係る委託費用は、ポスター掲示場費の基準額を大幅に上回っている。材料のリサイクル等、環境に配慮した方法で行っているため、木材・木製品の国内価格が前年と比べると、2021年12月は67%、2022年3月は53%上昇しており、上昇幅は緩やかながらも、未だ上昇が継続しており、単価が値上がりしていることも多少の要因ではある。また、これに加え、受託業者においても、急な選挙も多く、期限までに市内に多数のポスター掲示場を設置した後も、ポスター掲示場の設置期間中の保守管理等に係る人件費等の費用が大幅にかかることなどから、契約金額は増加傾向にある。実態に見合ったものとなるよう、加算分などの新たな基準の設定をご検討いただきたい。 ○当市においても、同様に国の基準額と執行額に大きな乖離が発生している。当市では、国基準額より高い額で設計し入札を行っているが、それでも入札不調による随意契約が多発しており、入札参加業者からは、設置期間や保守管理などの業務内容に見合う適正な金額での設計を望む声がでており、将来的にはポスター掲示場の設置自体ができない場所が生ずることが危惧される。 ○ポスター掲示場に関する経費の基準額は、実際に掛かる経費とは乖離があると感じていた。特に令和3年執行の衆院選からはウッドショックの影響で木材価格が高騰。それにもかかわらず区画数9未満においては、令和4年度の法改正で基準額は減額され、価格変動部分の考慮はなされていない。 ○当市においても、ポスター掲示場に関する経費の実際の執行額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額を上回っており、差額分を調整費にて要望している状況である。本来的には、当該経費は基準額で賄われるべきものであることから、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準の拡充の必要性があると考えます。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「基準法」という。)は、物価の変動や選挙執行の実態等を踏まえ、定期的に必要な改正をこれまで行ってきた。基準法は令和4年に改正しており、基準法第8条の2に規定されるポスター掲示場費の基準額についても、保守管理費用も含めたポスター掲示場に要する費用の実態を踏まえて基準額を改定している。具体的には、多くの選挙管理委員会において、区画数が多いポスター掲示場(区画数9以上)の設置には基準額よりも多くの経費を要している一方、区画数が比較的少ないポスター掲示場(区画数9未満)の設置には基準額より少ない経費により対応できていたため、区画数9以上のポスター掲示場の基準額(区画数が13以上のポスター掲示場に対する13を超える数4ごとに加算する額)は増額し、区画数9未満のポスター掲示場の基準額は減額している。引き続き、基準法で定める基準額については、物価の変動や選挙執行の実態等を踏まえ、次回改正時に適切に見直しを行う。なお、国政選挙が執行された場合、ポスター掲示場費が基準額を上回る団体にあっては、地方に財政負担が生じることがないように基準法第18条第2項の規定を適用する等の対応を行うこととしている。
104	岩手県、秋田県、長野県、田原市、山口県、熊本市	○大規模な施設整備については、工期が1年を超え、複数年かけて段階的に畜舎等を整備することがある。当市では令和3~4年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を計画していたが、肉用牛・酪農を除く畜種については複数年の事業実施を前提とした事業計画が認められていないため、令和3年度の完了が見込めない施設整備については、全額、事業者の負担となった。養豚事業者の多くは、分娩から育成までの一貫経営を行い、分娩舎→離乳舎→育成舎と、豚の成育段階に合わせて、場所を移動させて育成するというのが一般的な流れである。これに併せて、堆肥舎、浄化槽等の整備も必要となるため、大規模な施設整備については単年度での事業実施は極めて困難である。 ○養豚経営においては、豚のステージ管理が普及しており、機能別に独立した豚舎(分娩舎、育成舎、肥育舎など)で飼養する必要がある。養豚経営豚舎特有の事情により、規模拡大にあたって複数棟の施設を整備する必要があり、事業規模が大きくなることから単年度での事業実施が困難になっている。こうした現状を踏まえて、複数年度の事業実施を可能とする等、柔軟な事業運用を図りながら事業を最大限活用できるよう検討して欲しい。 ○養豚は、規模拡大が進んでおり、整備する施設が大規模となるため、単年度での完成が困難な状況。当県でも2件の養豚経営体が畜産クラスター事業による規模拡大を検討しているが、施設完成までに複数年を要する見込み。養豚経営の実情を踏まえ、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要望する。 ○現在、当県において抱えている案件として、令和5年度に同事業を活用し、養豚での施設整備があり、コロナ禍の影響や原材料・資材高騰により製造元が受注生産を行う傾向が強いため、建設業者などは、資材調達に時間を要することが予想され、単年度では事業完了できない懸念がある。都市近郊で展開される当県の畜産経営は、その敷地が限られ、施設整備は経営を継続しながら段階的に進める必要があり、単年度での対応は困難である。また、養豚業や養鶏業は豚熱や鳥インフルエンザの発生リスクが高く、発生農家が経営再建する場合や新規就農にあたっては、飼養衛生管理基準に適合した施設整備にする必要がある。特に経営再建においては既設の畜舎等を除却したうえで新築する場合など、施設整備は長期間且つ多額の費用負担を伴うことになる。このように、施設の整備は長期に渡り、かつ多額の費用負担を要することから、複数年の整備事業を担保する制度がなければ、事業計画を立案することが困難である。こうしたことから、養豚や養鶏においても、肉用牛・酪農と同様、事業計画に応じた複数年に渡る整備が可能となるよう、制度の拡充が必要と考えられる。	一般的に予算の執行については、単年度主義であることから、本事業の施設整備についても単年度で整備することが基本となります。その上で、肉用牛・酪農については、生産基盤を強化するに当たり、地域での分業体制を構築するための体制整備を図ることも効果的なことから、「肉用牛・酪農重点化枠」において、例えば、キャトルブリーディングステーションや同施設を活用する農家の施設を複数年にわたり整備することを可能としています。一方、養豚・養鶏については、そのような体制構築は想定し難く、また、豚熱の続発や現状高病原鳥インフルエンザが多数発生している状況にあり、適切な防疫措置を担保する観点からも、豚舎や鶏舎の整備のみを、特別に複数年度にわたって支援することは困難であることをご理解願います。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
119	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	重度訪問介護利 用者の大学修学 支援事業の大学 等に係る要件緩和	地域生活支援事業「重度 訪問介護利用者の大学修 学支援事業」は、対象者 に対する修学に係る支援 体制を大学等が構築でき るまでの間において支援 を提供するものとされて おり、大学等に係る要件 として、「大学等におい て、常時介護を要する ような重度の障害者 に対する支援体制の 構築に向けた計画が 立てられ、着実に大学 等による支援が進めら れていること。」とされ ているが、やむを得な い事情により大学にお ける支援体制の構築が 困難であると認められ る場合でも、支援対象 とすることを可能とし ていただきたい。	当市において以下 のような事例があり、 支援の必要性はある ものと判断できる ものの、大学が支援 体制に向けた計画を 構築できる見込みが ないことをもって、 対象学生が必要な 支援の提供を受けら れないことは学生に とって不利益である と見做す。 ①利用希望学生 が、通学支援を希望 したが、大学として 、交通機関を利用し て通学する学生を自 宅から大学まで常時 介助することは現実 的に困難であること から、大学が対象者 に対する支援体制の 構築に向けた計画を 策定できなかった。 ②医療的ケアが必 要な学生が入学する 場合、看護師など有 資格者による支援が 必要であるが、大学 として看護師を雇用 する予算の確保が困 難であるため、大学 が対象者に対する支 援体制の構築に向け た計画を策定できな かった。	支援を必要とする 学生に適切に支援が 提供できる。	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第77条 及び78条、地域 生活支援事業実 施要綱別記2-24	厚生労働省	熊本市、高 知県
120	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	重心児通所支援 事業所における 利用者欠席時の 支援方法の見直し	障害児通所支援 のうち主として 重症心身障害児 (以下「重心児」と いう。)を対象と した児童発達支 援を行う事業所 における重心児 欠席時の対応に ついて、例えば 、当該重心児の 居宅等を訪問し 支援を行った場 合には、当該児 童に対し通常の 児童発達支援を 行ったこととし て報酬算定を行 うなど、重心児 に対する柔軟な 支援の実施を可 能とすること。	重心児は重度の 知的障害及び重 度の肢体不自由 が重複している 状態であるため 、予期せぬ体調 不良等で急遽児 童発達支援を欠 席するケースが 多い。急な欠席 があった場合に は、事業者はす でに人員等を配 備していること から、欠席した 者に係る報酬が 算定されない。 現行制度におい ても、欠席時 対応加算として 、原則月4回を 限度に所定単 位数(94単位) の加算が認め られているが 、通常の児童 発達支援を行っ た場合の所定 単位数(2,098 単位)と比べると 著しく低く、事 業所の運営に 影響を与えて いる。当市とし ては、国の児童 発達支援ガイド ラインにおいて 、「重心児に対 しては、心身や 健康の状態、病 気の状態等を十 分に考慮し、活 動と休息のバラ ンスを取りなが ら、様々な活動 が展開できるよ うにすることが 必要である」こ とや、「障害の ある子どもを 育てる家族に対 して、障害の特 性に配慮し、子 どもの「育ち」 や「暮らし」を 安定させること を基本に、丁寧 な「家族支援」 を行うことが 必要である」こ とが示されてい ることから、重 心児の欠席時の 対応について 、保護者の希望 があれば利用者 宅を訪問して支 援を行う等柔軟 な支援を進め ていきたいと考 えているが、現 行制度におい てはそのよう な支援に対する 報酬の算定が行 われないため 、ニーズに即 した柔軟な支 援が実現でき ず、欠席時に おける利用者 や保護者の負 担増加にもつ ながっている。	重心児の急な欠 席に対し、保護 者の希望があ れば利用者宅 を訪問して支 援を行う等、 適切な報酬を 受けた上で柔 軟な重心児 支援及び家族 支援を行うこ とができ、事 業所の運営 の安定に寄与 し、より質の 高い児童 発達支援の実 施が期待され る。また、保 護者の希望に 寄り添い訪問 による支援を 行うことが可 能となり、重 心児及び保護 者の負担軽減 に寄与する。	児童福祉法(昭 和22年法律第 164号)第6条 の2の2第5 項第5号、厚 生労働省告示 第122号児童 発達支援ガイ ドライン	厚生労働省	熊本市

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
119	宮城県、長野 県、寝屋川市	—	<p>重度障害者に対する教育の場における支援については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法に基づく教育機関等による「合理的配慮」との関係や、</li> <li>・これまでの教育と福祉の役割分担の関係から、</li> </ul> <p>福祉施策と教育施策が連携して支援しているところである。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること</li> <li>・重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること</li> </ul> <p>等を補助要件としているところであり、本提案に対する対応は困難である。引き続き、文部科学省と連携して重度障害者の修学支援体制を構築できるように努めていく。</p>
120	札幌市、宮城 県、仙台市、相 模原市、長野 県、寝屋川市、 高知県、大村市	—	<p>障害児通所支援は、障害児を施設に通わせ、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等を行うものであるところ、ご提案の内容は、障害児通所支援の本来の目的にそぐわないものと考えため、本提案に対する対応は困難である。</p> <p>一方、障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合は、やむを得ない事情として定員超過とはならない取扱いにしており、事業所の運営を考慮した運用を行っている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
149	B 地方に 対する規 制緩和	02 農 業・農地	国有農地等事務 取扱交付金事業 の対象経費である 災害復旧工事費 につき繰り越し執 行を可能とするこ と	第1号法定受託事務により 実施している国有財産の 管理に係る経費のための 「国有農地等事務取扱交 付金」の対象経費である災 害復旧工事費について、明 許繰越しを可能とするよう 求める。	平成30年西日本豪雨による災害復旧工事の実施にあたり、工事施工業者 の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、 改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	工事費に関する予算を繰越し可能とすることにより、適正な予算執行が行える。	国有農地等事 務取扱交付金	農林水産省	広島県、宮 城県、中国 地方知事会
158	B 地方に 対する規 制緩和	08 消 防・防 災・安全	私立学校施設災 害復旧事業に係 る補助要件の緩 和	「私立学校建物其他災害 復旧費補助事業」及び「私 立学校施設整備費補助 金」の適用要件について、 「公立学校施設災害復旧 事業」と同等まで緩和する こと。	【現状】 私立学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育 学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認 定こども園)は、公立学校と同様に学校教育の重要な役割を果たしており、 その施設が台風等の不測の災害で被害を受けた場合は、早期に施設等の 復旧を図り、教育環境の確保が必要である。 また、大規模災害発生時、避難所指定の有無に関わらず、学校へ地域住 民や帰宅困難者が避難してくることを想定し、防災対策の充実に努めるよ う国からの求めがあるなど、災害時における私立学校施設の機能維持の 必要性についても公立学校と同様に高い。 私立学校については、台風等の大規模災害が発生した場合、当該災害が 激甚災害(本激)又は局地激甚災害に指定された場合に限り、その校舎等 施設の復旧に要する工事費等を補助することが可能となっている。 【支障】 私立学校施設災害復旧事業は、激甚災害(本激)又は局地激甚災害(学校 施設が区域内である場合に限る)のみを対象としており、公立学校施設災 害復旧事業に比べ、適用要件(対象災害)が限定的である。 このため、激甚災害指定に至らない程度の大規模災害により被害を受けた 場合、施設等の早期復旧がなされないと教育環境の確保及び避難所運営 への協力が困難となる可能性がある。 [補助金の対象となる災害の範囲(私立学校)] 激甚災害(本激)に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補 助率1/2以内) 局地激甚災害に指定された地震、台風、集中豪雨などの大規模災害(補 助率2/5以内) [補助金の対象となる災害の範囲(公立学校)] 下記のいずれかに該当する災害(補助率2/3以内(離島等4/5、降灰除去 1/2)) ①降雨 最大24時間雨量80ミリメートル以上、連続雨量が特に大である場 合(3日間(72時間)雨量180ミリメートル以上)、時間雨量が特に大である場 合(1時間雨量20ミリメートル以上) ②暴風 最大風速15メートル毎秒以上(10分間平均の風速) ③こう水、高潮、津波等 被害の程度が比較的軽微なものと認められない もの ④その他 降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等	私立学校施設が不測の災害で被害を受け た場合に早期に施設等の復旧を図り、教育 環境の確保や避難所としての機能維持が 可能となる。	激甚災害に対 処するための特 別の財政援助 等に関する法 律、私立学校建 物其他災害復 旧費補助金交 付要綱、私立学 校施設整備費 補助金交付要 綱	文部科学省	兵庫県

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
149	長野県、島根県	—	<p>国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の防災・復旧関係費については、今までは基本的に年度内に処理が行われるものとして、明許繰越し対象経費として措置していなかったが、今回のご提案を踏まえ、今後は災害等で年度を跨いで緊急対応を要する場面があることも想定されるため、令和4年度中に、各都道府県に対して具体的な繰越し事由を確認し、それぞれの繰越し事由について必要性を把握したうえで、関係省庁と連携し検討してまいりたい。</p>
158	北海道、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県	—	<p>私立学校は、一般的に私人の寄附財産等によって設立されており、自律的に運営を行うなど公立学校とは異なる特性を有しており、学校施設の整備にあたっては、こうした特性を踏まえて補助を実施しているところです。学校施設の災害復旧についても、上記整備と同様に、公立学校との特性の違いを踏まえた制度設計となっていることから、現時点において見直しは考えていません。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
162	B 地方に 対する規 制緩和	02 農 業・農地	防護柵の設置に 関する要件緩和 及び被災防護柵 の復旧事業の補 助対象化	シカ、イノシシ等の生息域 が拡大していることから、 現在は農業被害が生じて いない地域も含め、防護柵 の迅速な設置を可能とする よう、費用対効果分析の算 定方法を見直すなど、採択 要件を緩和すること。 豪雨や雪害等の自然災害 や野生動物の侵入行為の 影響により、国の定める耐 用年数(金属柵14年、電気 柵8年)よりも早く劣化した 防護柵の機能回復・再設 置が円滑に進められるよ う、防護柵の耐用年数を実 状に合わせて見直すことと ともに、被災防護柵の復旧を 補助対象に追加すること。	【現状】 中山間地域等における農作物等被害の提言を図るため、鳥獣被害防止総 合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)において、侵入防 止柵の設置による被害防除が実施されている。 【支障】 被害の広がりや先端地等で予防対策として設置する場合は、「整備による 全ての効用によって全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件 を満たさず、実施できない場合がある(効果額は現状の被害額から算定す るため)。 当県では、全県のSPUE(1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均 値)が平成30年度以降微増傾向にあり、特に県北部で顕著であることか ら、シカの分布の周辺部で急速に被害が拡大する蓋然性が高い。 自然災害により被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応している が、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復 旧が必要となることが想定される。 防護柵の設置・復旧が不十分な場合、農業被害や林業被害の拡大(農産 物や幼齢木の食害等)、動物と車・列車の衝突事故の発生、畜産農家にお ける野生動物由来感染症の発生等が懸念される。 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの 間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつぎ、押し倒 し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き 下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。	被害の広がりや先端地における効果的な 予防対策の推進、設置者の責によらない防 護柵破損の迅速な復旧が可能となる。	鳥獣被害防止 総合対策交付 金交付等要綱、 鳥獣被害防止 総合対策交付 金実施要領(別 記8)	農林水産省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、京都市、 大阪府、堺 市、神戸市、 明石市、洲 本市、豊岡 市、小野市、 三田市、た つの市、新 温泉町、和 歌山県、徳 島県
186	B 地方に 対する規 制緩和	06 環 境・衛生	食品衛生申請等 システムの機能の 見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等シ ステム(以下、本システム)」 と、地方公共団体が独自に 構築しているシステムで二 重管理することが実質的に 義務付けられている現状を 見直すこと。 例えば、本システムの機能 を拡充することや、本シ ステムと地方公共団体が独 自に構築しているシステ ムの自動連携機能を設け ることなどが想定される。 その際、さらなる利便性向 上のため事業者等と行政 がオンラインで双方向でや り取り(報告・通知等)がで きる機能を本システムに付 加すること。 また、本システムの操作手 順が過多で非効率である ため、見直すこと。	令和3年度から、厚生労働省において食品等事業者による営業の申請及 び届出手続の効率化を主たる目的として、「食品衛生申請等システム(以 下、本システム)」の本格運用が開始された。 本システムの稼働により、従来、事業者が、営業施設を所管する保健所の 窓口で手続きをする必要のあった営業許可等の申請・届出手続について、 オンラインで行うことが可能とされているが、本システムは、事業者による 申請及び届出行為を主たる目的として設計されているため、地方公共団体 が事業者の管理に際して必要な、施設台帳記録や監視指導に係る記録、 食中毒調査記録、収去検査実績等に関する機能が設けられていない。 そのため、当県を含む多くの地方公共団体では、本システムの運用後も、 独自システムにより継続的に事業者管理を行う必要があり、システムの二 重管理が実質的に義務付けられている。 さらに、従来どおり、保健所窓口への書面での申請・届出も可能とされてい ることから事業者から書面で申請・届出された場合は、その内容を保健所 職員が本システムに入力しなければならないなど、多大な業務負担が生じ ている。 また、本システムには、手数料の決済機能も設けられていないため、結局、 事業者は手数料の支払いのために保健所窓口で手続きを行わなければなら ず、事業者にとっても、必ずしも利便性の向上に繋がっていない。 加えて、監視指導、食中毒、収去等にかかる事業者等と行政とのやり取り が紙媒体で行われていることから、事業者、行政ともに手間と時間がか かっている。	地方公共団体の事務負担が大幅に軽減さ れる。また、食品等事業者による営業の申 請に加え、監視指導や食中毒等にかかる 通知の受け取りや報告等行政とのやり取り の利便性も向上し、オンラインによる手続 がより増加することが見込まれる。	食品衛生法第 28条、第55条、 第57条、食品衛 生法施行規則 第37条、第67 条、第70条の2	デジタル庁、 厚生労働省	埼玉県、青 森県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
162	宮城県、白鷹町、神奈川県、可児市、浜松市、防府市、熊本市	<p>○地域一体となった侵入防護柵の整備を推進するにあたり、当市においても被害がない農地については実施することができず、計画的な整備を推進していく中で支障が生じている。特に隣接した防護柵が設置されていない農地については、次年度、被害が生じる蓋然性が極めて高く、被害が起きる度に繰り返し同じ措置をとることになり、移設届を提出して計画の変更を行うなど事務負担や移設に伴う作業負担が大きい。</p>	<p>防護柵の整備については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条により、市町村において定める被害防止計画(鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画)に基づく取組として実施しているものです。</p> <p>また、実施要領別記1の第1の6において、事業実施主体の範囲を「鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域」と規定しているところ です。</p> <p>このため、現時点では被害が生じていない地域においても、周辺地域の被害状況等から柵を整備しなければ、当該地域にも被害が及ぶと推測される場合については、そのことがわかるよう被害防止計画に適切に位置付ければ、柵の整備は可能と考えています。</p> <p>その際、費用対効果として、『生産維持効果:施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害による作物等の生産面積の減少に伴う仮想生産額の減少額』を選択した上で、周辺地域の被害の傾向(発生場所、被害地域の増減傾向等)に基づいて、算出することが可能になると考えています。</p> <p>鳥獣交付金において整備する施設については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業の取扱いについて(平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知)」の第8において、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行うと規定しています。</p> <p>鳥獣被害防止施設という性質上、野生動物による影響は一定程度想定し得るものであり、適切に管理願います。</p> <p>その上で、天災等の事業実施主体の責によらない事由により、被害を受けたと認められる場合には、所定の手続きを行い、残耐用年数の有無にかかわらず再整備を可能としています。</p> <p>なお、地面の掘り起こしによるくぐり抜け防止として、令和4年度補正予算から既設柵の地際補強対策を支援しておりますので、御活用ください。</p>
186	札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市	<p>○食品営業許可の申請は、食品衛生申請等システム(以下、「本システム」という。)を用いた電子申請を当県においても可能としているが、申請が煩雑で事業者自身が行うケースはほとんどなく、保健所担当職員が代理入力をしている状況である。また、当県で運用している営業許可台帳システム(以下、「県システム」という。)の既存データを本システムへ移行できないことから、全申請情報を本システムに入力する必要があり、業務負担増加の原因となっている。さらに、県システムにより独自管理していたデータについては、本システムの運用開始後も引き続き必要とされることから、本システムと県システムによる二重管理となり、業務が煩雑となっている。</p> <p>○令和3年度から、営業許可等の申請手続等のオンライン化を目的として、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」の運用が開始された。当自治体では従前より食品関係事業者情報は、当自治体独自の食品衛生システムで管理しているため、二重管理となり大変非効率である。また、厚生労働省のシステムはオンライン申請をうたっているにもかかわらず、営業許可手数料の決済機能がないため、申請に際して事業者は保健所の窓口に来庁する必要があり、事業者の負担は必ずしも軽減されていない。また行政側も、必要書類に不備があった場合など、事業者とのやり取りが煩雑になり、事務作業の負担が生じている。さらに、このシステムでは、事業者の本社と営業所で重複して申請することが可能なため、誤申請してしまうケースも見受けられる。このような場合、修正作業が大変煩雑となっており、窓口業務の負担となっている。以上のことから、本来の食品衛生監視業務にも少なからず影響がでている。</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「地方公共団体の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」が示され、これらを踏まえて、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出、食品等自主回収報告等が行える食品衛生申請等システム(以下、当該システムという。)を国が整備したところである。</p> <p>当該システムと各自治体における独自のシステムについては、令和3年度より、手動による営業許可・届出のデータのCSVまたはEXCEL形式での出力・取り込みを使用した連携(外部連携機能)を可能としているため、ご活用いただきたい(なお、自動連携については、引き続き検討していく予定)。なお、当該システムの機能については、毎年度、寄せられた要望等に基づいて、費用対効果等を勘案の上、機能改修に努めているところであり、今後ともより良いシステムとなるよう見直しを行っていく。</p> <p>また、キャッシュレス対応については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、営業許可に係る手数料を規定する法令を所管する立場として、地方公共団体への公金収納のデジタル化の検討のため昨年末にデジタル庁及び総務省が立ち上げた関係府省庁との連絡会議に参加するとともに、同会議における検討状況も踏まえ、必要な対応を行っていく。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
200	B 地方に 対する規 制緩和	07_産業 振興	デジタル田園都市 国家構想推進交 付金(地方創生テ レワークタイプ)の 交付対象の拡充	デジタル田園都市国家構 想推進交付金(地方創生テ レワークタイプ)について、 サテライトオフィスやコワー キングスペースなどの受入 環境の整備等を促進する ため、地方公共団体及び 民間事業者の主体性が十 分発揮できるよう交付金の 対象を拡充すること。	令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、令和2年度補正予算で計上された地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィス施設は交付対象外とされている。 そのため、地方創生テレワーク交付金を活用して整備したサテライトオフィスでは、サテライトオフィス等を利用する企業の進出を支援する「進出支援事業」(最大100万円/社を助成)や施設のプロモーション等を行う「サテライトオフィス等開設支援事業」が活用できず、当県における企業誘致活動に支障を来している。	過年度採択事業の対象施設の誘致活動事業を交付対象とすることで、積極的な誘致活動を行うことができ、サテライトオフィスの入居が進み、交付金の目的である地方への人の流れを創出することができる。	令和3年12月17日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」	内閣府	岐阜県、栃木県
208	B 地方に 対する規 制緩和	02_農 業・農地	中山間地域等直 接払制度の対象 農地の拡充及び 畑地の加入要件 の緩和	中山間地域等直接払制度 の対象農地を拡充すること 及び畑地の加入要件を緩 和することを求める。	現在の中山間直接支払制度は平野部との所得格差是正を目的に事業実施しており、水田中心の制度となっている。しかしながら、昨今の米価下落により稲作をやめて果樹などに転換する者、保全管理を行う者、維持管理しなくなる者が増加しつつある。現在の中山間地域等直接支払制度では、果樹などを植えた場合は畑地扱いとなり当該期は対象農地となるが、次期は対象農地にならず同制度の構成員にならない可能性もある。そうなれば、農道や水路管理、共同活動などに支障が出てくることが考えられる。このことから、対象農地の畑地について加入要件緩和を行い、今後も荒廃農地の増加抑制や農地の維持管理、共同活動に支障がでないよう提案するものである。	中山間地域等直接支払制度の畑地の加入要件緩和を行うことにより、米価下落による作付け作物変更者も同制度を活用することができ、構成員数を維持できることが推測できるため、荒廃農地の増加抑制や農地の維持管理、共同活動を継続することが期待できる。	中山間地域等直接支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用	農林水産省	美咲町

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
200	北海道、長野県、可児市、名古屋市、京都府、兵庫県、高松市、福岡県、熊本市	<p>○当市においても、国の令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)のうち、「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を活用することを検討したが、過年度に同交付金を活用して整備したサテライトオフィスを対象とした事業の申請が不可能とされ、かつ、その他の当市内サテライトオフィスのうち特定の施設を対象とする事業を実施する予定もなかったため本交付金の申請自体を断念した。</p> <p>当市が地方創生テレワーク交付金を活用して整備した施設は、昨年度末に整備を終え、今年度から本格的に首都圏等企業等の進出支援事業を実施する方針としていたところであり、同交付金を活用できなかったことにより、効果的な誘致活動を展開するうえでの支障が生じている。</p>	<p>「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」は、交付対象事業年度における施設整備やプロモーション活動を支援するものであり、事業の採択に当たっては「働く環境の整備・充実後の運営計画が継続的なものになっているか(自立性)」が重要な判断要素であることを明示しています。</p> <p>そのため、採択された事業についてはいずれも、申請団体から提出された計画書において、交付対象事業年度以降、当該申請団体の自主財源や民間資金の活用等により、プロモーション活動等に自立的かつ継続的に取り組むことが明確に記載されております。</p> <p>したがって、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度活用することは、当該団体自身が事業の自立性を否定するものであり、申請・採択された計画書と矛盾することになります。</p> <p>以上により、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度活用することは、原則的に不可としております。</p> <p>ただし、令和4年度第2次補正予算で措置した「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型」においては、過年度採択事業の最終年度末におけるKPIを達成済みである場合に限り、事業に一定の自立性が担保されていると判断し、過年度採択事業の対象施設を対象に本交付金の「サテライトオフィス等活用促進事業」及び「進出支援事業」を再度申請することを可といたしました。</p>
208	宮城県、白鷹町、群馬県、前橋市、宮崎県	—	<p>中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な地域において、平地との農業生産条件の不利を補正することで、農業生産活動の継続を支援するものです。</p> <p>本制度は、傾斜度と地目(田・畑・草地・採草放牧地)に応じて交付単価を設定しています。これは、傾斜があることによって、田の場合は基盤整備による規模拡大の制約、畑の場合は機械化による効率化など、規模拡大や作業の効率化に関して制約があるとの考えによるものです。</p> <p>また、地目ごとの傾斜度を満たさない場合であっても、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があるとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地を対象とすることも可能としています。</p> <p>なお、本制度の交付金は、交付対象農地以外の農地の維持・管理のために活用することも可能としているところです。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
234	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	地域女性活躍推 進交付金の採択 において複数年 度の計画期間を 認めること及び交 付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。 また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。	女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画について、当県では複数年度で計画を策定しており、当該計画に基づき、地域の課題解決に向け、複数年度継続して事業を行っているが、地域女性活躍推進交付金については、単年度ごとの採択となっていることから、安定的な財源を確保できず、事業の継続性を担保することが困難になっている。 また、職業生活における女性活躍を推進する上では、その根底にある意識の変革を図り、人材を育成することが必要であり、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」についても、一体的に進めることが重要であるが、総事業費に係る上限等、複数の制約があることから交付金の活用に支障を来している。	複数年度分の継続した採択が認められることにより、事業の継続性を担保することが可能となり、効果的な事業執行が見込まれる。 また、交付要件の緩和により、地域の実情に応じた女性活躍に関する取組を一体的に進めることができるようになり、職業生活における女性活躍を推進するに当たり、必要となる根底にある意識の変革を推進することが可能になる。	地域女性活躍 推進交付金公 募要領	内閣府	秋田県、横 手市、大館 市、男鹿市、 湯沢市、鹿 角市、由利 本荘市、湯 上市、大仙 市、仙北市、 藤里町、三 種町、八郎 潟町、東成 瀬村、高知 県
235	B 地方に 対する規 制緩和	03 医 療・福祉	里親委託されて いる未就学児が保 育所を利用する場 合における支援内 容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要な実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、里親委託されている未就学児が幼稚園等に通う場合、措置費等の費目の種類に「幼稚園費」が定められており、入学金や保育料に加え、制服等の幼稚園等で必要となる実費についても、支弁されることとなっている。 一方で、保育所に係る費用については、同交付要綱で定められておらず、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号)において、保育所入所に係る費用徴収が免除されているものの、保育所を利用する場合に必要な実費については免除の対象となっていないことから、幼稚園等と取扱いが異なり、里親の自己負担となっている。 厚生労働省HPIに掲載されている「里親制度(資料集)」では、共働きの里親及びひとり親世帯で就労している里親が令和2年3月1日時点で全体の52.7%を占めているとされており、「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」では、全国の里親委託されている就学前児童1,648人のうち、584人が保育所等に、390人が幼稚園等にっているとされており、共働き夫婦等が増加している社会状況の中で、里親委託されている児童が保育所を利用することは珍しくない状況といえる。 そのような社会状況の中で、里親委託されている児童が利用する施設の種別によって措置の内容が異なることは、やむを得ず保育所等を利用している里親にとって不公平な取扱いとなっている。また、社会養育体制の整備の一環として、共働き夫婦などに対する里親委託の推進にあたっての支障となっている。	里親委託されている児童が利用する施設の種別により支援内容が異なることによる不公平な取扱いが解消され、共働き世帯等も含めた里親委託の推進が図られる。	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)第4各月の支弁額の算式及び支弁の方法 2措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号) 1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて	厚生労働省	秋田県、青 森県、岩手 県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
234	入間市、神奈川県、長野県、京都市、八尾市、島根県、熊本市、沖縄県	<p>○地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の就労・働く環境整備の推進および女性が活躍できるまちづくり事業を計画している。働く環境整備にあたっては、複数年度に渡り継続して実施しなければ効果が見えてこないことから、単年度ごとの採択となっている交付金の支給を見直し、安定的な財源を確保できるよう、複数年度分の採択が認められることが望まれる。</p> <p>○採択にあたっては、新規性や先進性のある事業が重視されており、複数年を見据えた計画的、持続的な事業構築が難しくなっている。</p> <p>○地域女性活躍推進交付金の採択は、新規性や先進性がある事業が優先されるため、事業を継続することがなじまず、安定的な取組が実施できない。</p> <p>○当県では令和3年度から、地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」を活用した女性支援事業を実施しているが、支援対象となる女性は複合的な課題を抱えている場合が多く、反復・継続した相談対応が必要となることが課題である。</p> <p>複数年度継続した採択が認められれば、中長期的な支援計画を立てることが可能となり、より効果的に事業を実施できる。</p>	<p>地域女性活躍推進交付金は、事業実施主体となる地方公共団体に対する国の補助金であり、予算単年度主義による取扱いを行う国庫を財源としている。複数年度分を継続して配分する取扱いは、後年度の財政硬直化への影響の観点から慎重に考える必要がある。</p> <p>提案団体及び共同提案団体の合計23団体が、令和3年度当初予算における1団体当たりの単純平均配分額1,282千円(交付決定総額:149,971千円、交付団体:117団体)に相当する金額の交付金事業を令和3年度に続き同額で令和4年度も継続して実施した場合、2か年度目に他の単年度事業に充当される交付金額は、総額から29,486千円減少することになる。この減少幅を本交付金の令和4年度当初予算額300,000千円と比較した場合、単年度事業へ充当可能な予算額は約10%減少し、令和4年度当初予算額に対する1団体当たりの単純平均配分額4,609千円で換算すると、6.4団体分の単年度事業が採択されないこととなる。大幅な予算額の伸びが期待できない中、後年度において複数年度分を負担する分、単年度歳出分が削られることとなり、結果として複数年度分を継続して採択となった一部の地方公共団体に配分が集中することから、全体として配分の不公平感が生じることとなる。</p> <p>本交付金では、ノウハウ・実績のない地方公共団体にも先鞭をつけて、広く全国に取組を広げていく政策目的があるところ、複数年度継続申請のあった一部の地方公共団体のみ本交付金の事業実施効果が限られてしまうのは、本来あるべき趣旨から外れることになる。また、新規性や先進性のない、本来地方公共団体自らが自立して実施すべき事業について、継続的に国の補助金に頼って事業を実施することは地方公共団体の自立をかえって阻害することになる。</p> <p>本交付金の「活躍推進型」の事業の実施においては、女性の職業生活における活躍を推進するという法律の趣旨をまずは実現させることが必要である。このため、関連事業において、仮に提案のような、本交付金の目的である「先進的、先駆的」なものである要件をなくし、「併せて」実施することなく関連事業を独立させて実施し、「総事業費の20%以内」という予算額の歯止めもなくすることは、本交付金事業の本来目的を毀損してしまうことが懸念される。</p> <p>以上のことから、提案の措置を講じることは困難であると考えます。</p>
235	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、神奈川県、川崎市、浜松市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市、沖縄県	<p>○保育所だけでなく、その他の保育サービス(地域型保育事業や認可外保育施設など)を含めて国に措置を求めるべき。当団体においては、認可保育所だけでなく、児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱の対象とならない多様な保育サービスが利用されている。令和4年3月時点における当団体の里親の利用状況は、幼稚園が38家庭であるのに対し、認可外保育施設(認証保育所等)が8家庭、認可保育所の延長保育も9家庭ある。</p> <p>○当市において里親委託されている未就学児のうち、保育所利用割合は約17%となっており、幼稚園等を利用する場合の未就学児に対する里親委託費と比較すると、対象経費に差が生じている。また、幼稚園等における延長保育の実施により、利用時間の延長も図られているなど、共働き世帯に対する支援環境は充実してきているが、身近な場所に幼稚園等がないなどの理由により保育所を利用している場合も考えられることから、施設の種別によって対象経費が異なることのないよう見直すことが里親にとって望ましい。</p>	<p>平成28年の児童福祉法改正及び平成29年にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、里親委託の推進や地域小規模児童養護施設等の職員体制の充実などによる児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの取組を推進してきたところである。</p> <p>里親支援の更なる推進のため、令和4年6月に成立した改正児童福祉法においては、里親支援センターを児童福祉施設に位置付けることとし、さらに令和5年度予算案においては、令和6年4月の改正児童福祉法の円滑な施行のため、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の拡充を行うなど、従前から里親支援施策を強力に進めてきたところである。</p> <p>里親が保育所を利用する場合に必要な実費を措置費にて支弁することについては、こうした施策の結果等も踏まえて検討してまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
247	B 地方に 対する規 制緩和	03_医 療・福祉	次世代育成支援 施設整備交付金 における産後ケア 事業を行う施設の 整備に関する補 助条件の見直し	次世代育成支援施設整備 交付金により市町村等が 実施する産後ケア事業を 行う施設の整備に関する 補助について、地域の実情 に応じた事業の実施が可 能となるよう、一律の交付 基礎点数に基づく基準では なく、施設の規模や提供す るサービスの内容等に応じ た補助条件とするよう見直 すことを求める。	令和3年4月から、母子保健法において産後ケア事業が位置づけられ、産 後ケア事業の実施が市区町村の努力義務とされたことにより、今後、全国 で各地方公共団体の方針に基づき、様々な規模及びサービス内容の産後 ケア事業が実施されていくものと考えられる。産後ケア事業を行う施設の整 備については、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(令和4年 2月1日付厚生労働省発子0201第6号)において、交付の対象として「産後 ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業」が示されている。 現行、当該事業に対する交付金額は、施設の種類ごとに定められた交付 基礎点数を基に算定することとされており、施設の規模や提供するサー ビス内容等にかかわらず、産後ケア事業を行う施設であれば一律の交付金 基礎点数を基に交付金が算定されるため、施設設計において地方公共団 体の意向が反映できない制度となっている。	産後ケア事業を行う施設の整備に対する 交付額を、施設の規模やサービスの内容 等に応じたものとする。産後ケア事業 を行う施設の設計において、各市区町村等 の状況に合わせた施設を整備することが でき、市区町村の努力義務となっている妊産 婦及び乳児に対する支援の一体的な実施 等の促進に寄与する。	母子保健法第 17条の2、母子 保健法施行規 則第7条の2～ 4、母子保健医 療対策総合支 援事業実施要 綱、次世代育成 支援対策施設 整備交付金交 付要綱	厚生労働省	特別区長会

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
247	川崎市、長野県、浜松市、京都市、熊本市	○大都市では、特に、産後ケア施設を自己所有物件として確保することが困難であるが、補助対象施設(建物)については、自己所有物件のみを補助対象とし、賃貸物件は交付対象外としている。そこで、「賃貸物件」も施設整備費補助の対象とすることを、「求める措置」に追加するとよいと考える。	産後ケア事業を行う施設の整備に対する補助実績や、他の施設とのバランスを踏まえながら引き続き検討してまいりたい。